

# はつが野自治会会則（平成27年4月19日定期総会承認済み）

\* 太字斜体になっている部分が改定されたところです。

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、はつが野自治会と称する。

(組織及び目的)

第2条 本会は、はつが野1丁目・2丁目居住者をもって組織し、会員共同の利益と親睦を図るとともに、「住みよいはつが野を目指す」ことを目的とする。

2 本会の地域単位として、ブロック並びに班を置く。 **なお、地域割については、細則で定める。**

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び文化、体育等の向上に関する事
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事
- (3) 防災、防犯、安全、交通、保健衛生に関する事
- (4) 会員相互の事務連絡及び情報提供に関する事
- (5) 和泉市及び都市再生機構などの公的諸機関との連携並びに当地区に対する施策の推進に関する事
- (6) 社会の一員としての相互扶助に基づく社会福祉貢献に関する事
- (7) その他本会の目的を達成するために必要と認められる活動

## 第2章 会員

(会員の資格)

第4条 本会は、一般会員および賛助会員にて構成されるものとする。

- (1) 一般会員とは、はつが野1丁目または2丁目に居住し、本会の目的に賛同する者
- (2) 賛助会員とは、はつが野1丁目または2丁目に事業所を有し、本会の目的に賛同する事業者または事業所の責任者

(賛助会員)

賛助会員として登録を希望する者は、「賛助会員登録申請書」に記載の上、自治会長まで届け出を行い、役員会での審査の結果、承認されたものに限り、賛助会員として認定される。一般会員と同じく、班長ならびに役員に立候補できる資格を持つ。ただし、賛助会員登録時に班長・役員**の権利義務放棄を申し出たものは、班長・役員になることはできない。**

(入会)

第5条 会員として入会を希望する者は、所定の入会届を会長に提出しなければならない。

2 入会は住戸単位または事業所単位とする。

(会費)

第6条 会員は、会費を納めなければならない。

会費は、入会月から徴収する。尚、退会月も徴収する。

2 会費

(1) 会費は、一戸または一事業所につき月額500円とし、前期、後期の6か月分を各期のはじめに各班の班長が徴収する。

(2) 会費については、毎年度見直しを行い、別途定める自治会費徴収細則にて金額を決定するものとする。減額の場合および減額した金額を月額500円に戻す場合は、役員会で審議し、その議決により実施することができる。

増額する場合については、自治会会則を改定し、総会で承認を受けたのち実施することができる。いずれの場合も総会に報告しなければならない。

(退会)

第7条 退会を希望する者は、所定の退会届を会長に提出しなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合は、退会届の提出がなくても退会とする。

(1) 会費を滞納したとき。

(2) 会員が居住しなくなったとき。

(3) 次の各号の一に該当し、総会の3分の2以上の議決により除名されたとき。

ア 本会の会則に違反したとき。

イ 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

ウ 本会の活動及び運営を妨害したとき。

エ 自己又は第三者の利益のために本会を利用する行為をおこなったとき。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第8条 本会に次の役員を置く。役員は理事と監事をもって構成する。

(1) 理事

ア 会長	1名
------	----

イ 副会長	1～4名
ウ 会計委員長	1名
エ 書記	2名
オ 環境・街づくり委員長	1名
カ 自主防災委員長	自治会長が兼務する
キ 防犯委員長	1名
ク 総務委員長	1名
ケ 広報委員長	1名
コ 福祉委員長	1名
サ ウェブサイト委員長	1名
シ ブロック長	ブロック数
ス 子ども会会長	1名
セ 老人クラブ会長	1名

(2) 監事 2名

2. 監事は、理事を兼ねることはできない。

(選任)

第9条 本会の役員は、総会において会員の中から選任する。ただし、ブロック長は第13条により選出され総会において承認される。

2 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、解任することができる。

- (1)心身の障がいのため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(任務)

第10条 各理事は、次の任務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
- (3) 会計委員長は、会計事務を処理する。
- (4) 書記は、会務の記録にあたる。
- (5) 環境・街づくり委員長は、はつが野自治会地区の美化活動を担当する。
- (6) 自主防災委員長は、はつが野自治会地区の防災活動を担当する。
- (7) 防犯委員長は、はつが野自治会地区の防犯活動を担当する。
- (8) 総務委員長は、本会の総務を担当する。
- (9) 広報委員長は、本会の広報を担当する。
- (10) 福祉委員長は、本会の福祉関係全般を担当する。
- (11) ウェブサイト委員長は、自治会ウェブサイトの運営を担当する。
- (12) ブロック長は、各ブロックを代表して会務を遂行し、各班長との連絡、調整にあたる。
- (13) 子ども会会長は、本会と子ども会との情報交換、各種協力事項の調整にあたる。

(14) 老人クラブ会長は、本会と老人クラブとの情報交換、各種協力事項の調整にあたる。

2 監事は、次の任務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること
- (2)本会の財産の状況を監査すること
- (3)前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所管庁に報告すること
- (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5)理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること

(任期)

第11条 ひとつの役職における任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

2 理事又は監事に次のような欠員が生じた場合は、ただちに欠員を補充する。

- (1)会長、副会長全員が欠員となった場合
- (2)第10条第1項第3号から第11号の理事の過半数が欠員となった場合
- (3)監事全員が欠員となった場合

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第4章 班長並びにブロック長

(班長)

第12条 各班は、年度ごとに班長を1名定める。

2 班長は、次の任務を行う。

- (1)会費を徴収し会計に納入する。
- (2)回覧、広報等を回付、配布する。
- (3)自治会への要望を取りまとめる。
- (4)その他班の会務に必要な活動を行う。

(ブロック長)

第13条 各ブロックは、年度ごとに班長の互選によりブロック長を1名定める。

ただし、班長以外のブロック所属の会員がブロック長を務めることは妨げない。

#### 第5章 総会

(開催)

第14条 定期総会は、毎年会計年度終了後1か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めた場合
- (2)会員の過半数以上の要求があった場合
- (3)第10条第2項第4号の規定により、監事が招集した場合

(招集及び成立)

第15条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、審議事項が緊急を要するもので、出席した会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

4 総会は、一戸につき1名の会員をもって構成し、会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

5 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決を委任することができる。

6 前項の規定により議決した会員は、本条第4項及び第16条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議決)

第16条 議事は、この会則に規定するもののほか、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議決事項)

第17条 この会則で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1)会則の変更
- (2)第8条に定める役員の選任及び解任
- (3)委員会の設置及び廃止
- (4)前年度の収支決算及び事業報告
- (5)新年度の収支予算及び事業計画
- (6)その他、本会の運営に関する重要事項

(議長)

第18条 総会の議長は、総会ごとに出席した会員の中から選出する。

2 議長は、出席した会員の中から書記を選任し議事録を作成しなければならない。

## 第6章 役員会

### (開催)

第19条 定例役員会は、概ね月に1回開催する。

2 臨時役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めた場合

(2)理事の過半数以上から招集の請求があった場合

(3)第10条第2項第5号の規定により監事から招集の請求があった場合

### (招集及び成立)

第20条 役員会は、理事と監事でもって構成し、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による招集の請求があったときは、その日から14日以内に臨時役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、審議事項が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

4 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ開催することができない

5 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の役員を代理人として議決を委任することができる。

6 前項の規定により議決した理事は、本条第4項及び第21条の適用については、役員会に出席したものとみなす。

7 本会の会員は、オブザーバーとして自由に役員会に参加できるものとする。ただし、会員の個人情報を守るために、役員会に出席した役員の3分の2以上の同意がある場合、役員会を非公開とすることができる。

8 役員会が必要と認めたときは、会員以外の参加を要請することができる。

### (議決)

第21条 議事は、この会則に規定するもののほか、出席した役員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

### (議決事項)

第22条 役員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (議長)

第23条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が出席できないときは、副会長がこれにあたる。
- 3 書記は、役員会の議事録を作成しなければならない。

## 第7章 委員会

### (委員会の設置)

第24条 本会は、特別な会務を遂行するために、総会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 役員会は、本会の目的を達成するために、役員会に専門委員会を設置することができる。この場合、会員以外の者を委員に任命することができる。

## 第8章 資産及び会計

### (資産の定義)

第25条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) その他の収入

### (資産の管理)

第26条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決によりこれを定める。

### (経費)

第27条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

### (会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第9章 雑則

### (細則)

第29条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、別にこれを定める。

### (事務所)

第30条 本会の事務所は、会長宅に置く。

- 2 総会及び役員会の議事録は事務所に保管し、会員の要求があれば閲覧させなければならない。

## 第10章 地区内建築工事に関する対応規定

(工事着工届)

第31条 はつが野1丁目または2丁目内の宅地に建築する業者（以下「建築業者」と言う）は、建築工事着工前に会長宅へ「工事着工届」を提出する。

第11章 関連団体

(関連団体の定義)

第32条 関連団体とは自治会員、その子弟、またはその親兄弟などが所属する地区内で活動するボランティアグループを言う。本会の関連団体として下記の団体を位置づける。

- 子ども会
- 老人クラブ
- いきいきサロン
- 子育てサロン
- その他必要と認めた団体

(助成金の交付)

第33条 関連団体に対しては、団体からの要請に応じて役員会で協議の上、助成金の支給を予算案に計上することができる。金額、支給方法などについては、細則で規定する。

自治会長は、関連団体の助成金が正しく使われていることを確認するために各団体の監事または会計監査に就任する。

(団体の運営)

第34条 自治会役員会は、各関連団体の運営について、必要に応じて状況の報告を受け、またそれに対して役員会は助言することができる。子ども会、老人クラブの長は役員として理事会に出席する。その他の団体については、役員会が必要と認める時、には、会議に出席を要請することができる。

附則

(施行期日)

- ①この会則は、平成18年4月1日から施行する。
- ②平成19年4月22日 改定（第8条および第10条 会計委員長の呼称変更、総務・広報を総務委員長と広報委員長に独立、老人会会長を役員に規定）
- ③平成20年4月20日 改定（第8条および第10条の環境・街づくり委員長、防犯・防災委員の呼称変更、）
- ④平成21年4月21日 改定 福祉委員長の新設(第8条および第10条の改定)、役員任期の制限ただし、班長以外のブロック所属の会員がブロック長を務めることは妨げない。の撤廃



- ⑤平成22年4月25日 改定 第29条 地区内建築工事に関する対応規定の変更
- ⑥平成23年4月24日 改正 第1条、第8条、第10条、第13条、第15条項目7追加、  
新設第30条、新設第31条、新設第32条
- ⑦平成25年4月21日 改定 第8条文言追加 第6章理事会を役員会に変更  
第10条、19条、20条、22条、23条、24条、27条、31条、32条の理事会を役員会に変更、  
第4条・5条・6条 賛助会員に関する会則の追加
- ⑧平成26年4月20日 改定 自主防災委員会設置に伴う改定及び誤植の訂正(第6条、第8条、  
第9条、第10条、第11条)
- ⑨平成27年4月19日 改定  
第15条項目7を削除(書面によらない総会欠席会員のみなし出席条項)  
第8章「会計」を「資産及び会計」に変更。同章、第25条から第27条を新設。